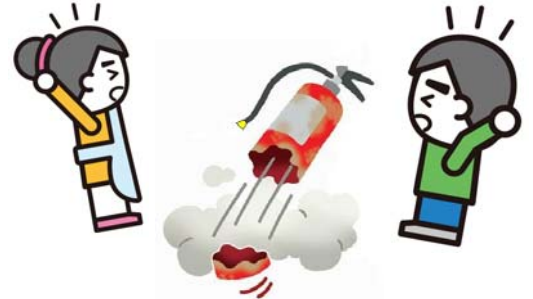


消火器の規格・点検基準が改正されました！



わたしは『大蛇くん』といいます！
みなさん、御存じですか？ 近年、消火器の破裂事故が多発しています。そのため、適切な管理がなされるよう【耐圧性能試験】が導入されました。

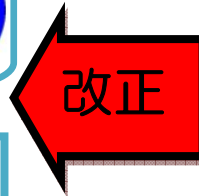


① 消火器の表示について（平成23年1月1日施行）

消火器の表示が変わりました。



※ 新規格の消火器は、上記の絵表示になりました。



※ 旧規格の絵表示です。

- 平成24年1月1日以降は、新規格に適合した消火器しか販売、設置をすることができません。
 - 平成23年12月31日までに設置されている旧規格の消火器も、機能に異常がないものは平成33年12月31日までの間は、そのまま設置しておくことができます。
- ※ 消火器の設置義務がない一般住宅等に設置されている消火器について、義務は生じませんが、破裂事故防止のためにも取替えを推奨いたします。



② 点検基準の改正（平成23年4月1日施行）

- 製造年から10年経過したもの、外観点検において本体容器に腐食等が認められたものは耐圧性能の点検が必要となります。
 - 平成26年3月31日までに製造から10年を経過するものは、施行から3年以内（平成26年3月31日）に耐圧性能の点検が必要となります。
- ※ 消火器の設置義務がない一般住宅等に設置されている消火器について、点検義務は生じませんが、古くなった消火器等は点検又は取替えを推奨いたします。



ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

大牟田市消防本部 予防課 指導係

電話：0944-53-3521 FAX：0944-53-7460

Mail：syoubouyobou@city.omuta.lg.jp